

三浦市訪問型サービス（独自）サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位	
種類	項目						
A2	1111	訪問型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1週に1回程度の場合	1,176	1月につき	
A2	2111	訪問型独自サービス11日割			39	1日につき	
A2	1211	訪問型独自サービス12		(2) 1週に2回程度の場合	2,349	1月につき	
A2	2211	訪問型独自サービス12日割			77	1日につき	
A2	1321	訪問型独自サービス13		(3) 1週に2回を超える程度の場合	3,727	1月につき	
A2	2321	訪問型独自サービス13日割			123	1日につき	
A2	2411	訪問型独自サービス21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1) 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合		287	1回につき
A2	2511	訪問型独自サービス22		(2) 生活援助が中心である場合	(一) 所要時間20分以上45分未満の場合	179	
A2	2621	訪問型独自サービス23			(二) 所要時間45分以上の場合	220	
A2	1411	訪問型独自短時間サービス		(3) 短時間の身体介護が中心である場合		163	
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1週に1回程度の場合	-12	1月につき	
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割			-1	1日につき	
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12		(2) 1週に2回程度の場合	-23	1月につき	
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割			-1	1日につき	
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13		(3) 1週に2回を超える程度の場合	-37	1月につき	
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割			-1	1日につき	
A2	C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1) 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合		-3	1回につき
A2	C217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算22		(2) 生活援助が中心である場合	(一) 所要時間20分以上45分未満の場合	-2	
A2	C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算23			(二) 所要時間45分以上の場合	-2	
A2	C219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間		(3) 短時間の身体介護が中心である場合		-2	

A2	D211	訪問型独自業務継続計画未策定減算 1 1	業務継続計画未策定減算	イ 1 週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1 週に 1 回程度の場合	-12	1月につき			
A2	D220	訪問型独自業務継続計画未策定減算 1 1 日割				-1	1日につき			
A2	D212	訪問型独自業務継続計画未策定減算 1 2				-23	1月につき			
A2	D213	訪問型独自業務継続計画未策定減算 1 2 日割						-1	1日につき	
A2	D214	訪問型独自業務継続計画未策定減算 1 3				-37	1月につき			
A2	D215	訪問型独自業務継続計画未策定減算 1 3 日割						-1	1日につき	
A2	D216	訪問型独自業務継続計画未策定減算 2 1				ロ 1 月当たりの回数を定める場合	(1) 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	-3	1回につき	
A2	D217	訪問型独自業務継続計画未策定減算 2 2						-2		(一) 所要時間20分以上45分未満の場合
A2	D218	訪問型独自業務継続計画未策定減算 2 3								(二) 所要時間45分以上の場合
A2	D219	訪問型独自業務継続計画未策定減算短時間						-2		(3) 短時間の身体介護が中心である場合
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算 1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10% 減算		1月につき			
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算 2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 15% 減算					
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算 3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の 12% 減算					
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の 15% 加算		1月につき			
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割			所定単位数の 15% 加算		1日につき			
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数			所定単位数の 15% 加算		1回につき			
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10% 加算		1月につき			
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の 10% 加算		1日につき			
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数			所定単位数の 10% 加算		1回につき			
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算		1月につき			
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の 5% 加算		1日につき			
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数			所定単位数の 5% 加算		1回につき			
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ	初回加算	200単位加算	200				
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 I	ニ 算	生活機能向上連携加	(1) 生活機能向上連携加算 (I)	100単位加算	100	1月につき		
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 II			(2) 生活機能向上連携加算 (II)	200単位加算	200			
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ	口腔連携強化加算	50単位加算	50	月1回限度			
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算 I	ヘ 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算 (I)	所定単位数の 245/1000 加算		1月につき			
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算 II		(2) 介護職員等処遇改善加算 (II)	所定単位数の 224/1000 加算					
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算 III		(3) 介護職員等処遇改善加算 (III)	所定単位数の 182/1000 加算					
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算 IV		(4) 介護職員等処遇改善加算 (IV)	所定単位数の 145/1000 加算					

※ 1 月当たりの回数を定める場合は 1 月につきイ (3) に掲げる単位数の範囲までで算定する。

※ 令和 7 年 4 月 1 日からの変更を黄色にしています。

※ 令和 7 年 4 月 1 日現在で、三浦市では使用しないコードには色をつけています。

